

出入国管理及び難民認定法の改正（概要）

公布：令和5年6月16日

施行：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行（一部の規定を除く。）

目的（第1条）

本邦に入国し、又は本邦から出国する全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とする。

改正の基本的考え方

- ・ 保護すべき者を確実に保護する。
- ・ その上で、在留が認められない外国人は、速やかに退去させる。
- ・ 退去までの間も不必要な収容はせず、収容する場合には適正に処遇を実施する。

改正内容（主な内容）

- ・ 難民に準じて保護すべき者に関する規定整備（第2条第3号の2、第61条の2等）

難民条約上の「難民」に該当しない紛争難民など「難民」に準じて保護すべき外国人「補完的保護対象者」として認定し、保護する手続を創設。

- ・ 難民認定手続中の送還停止に関する規定の見直し（第61条の2の9）
- ・ 退去命令制度の創設（第55条の2）

3回目以降の難民認定申請者や3年以上の実刑に処された者、テロリスト等については、難民認定中手続中であっても退去させることを可能とした。

また、強制的に退去させる手段がない外国人に退去を命令する制度を創設。

- ・ 収容に代わる監理措置の創設（第44条の3等）
- ・ 被収容者の処遇に関する規定の整備（第55条の4等）

退去するまでの間、収容施設での収容に代わり、親族や知人など外国人本人の監督等を承諾している者を「監理人」として選び、その監理下で逃亡等を防止しながら、退去強制手続を進める「監理措置」を創設。

収容されている者に対し、3か月ごとに健康診断を実施することや、職員に人権研修を実施することなど、収容施設内における適正な処遇の実施の確保のために必要な規定を整備。

（参照） 出入国在留管理庁ホームページ

https://www.moj.go.jp/isa/laws/bill/05_00007.html#midashi04